

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県防府市大字江泊2494番地1
氏 名 有限会社オカザキ
取締役 岡崎 省二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 山 本 繁 太 郎

許 可 の 年 月 日 平成 25 年 6 月 20 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 30 年 6 月 19 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所在地: 山口県防府市大字江泊字鎌屋2494番1

面積: 187m²

産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類

保管上限: 85.8m³ (容器保管)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年6月20日 許可更新

5. 積替え許可の有無

無 (下関市)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。